

かすみがうら市議会運営委員会会議録

平成30年2月9日 午後 1時30分 開 議

出 席 委 員

委 員 長 小座野 定 信
副委員長 川 村 成 二
委 員 小松崎 誠
委 員 田 谷 文 子
委 員 岡 崎 勉

欠 席 委 員

委 員 矢 口 龍 人

委 員 外 議 員

議 長 中 根 光 男
副 議 長 古 橋 智 樹

出 席 説 明 者

な し

出 席 書 記 名

議会事務局長 前 島 嘉 美
議会事務局補佐 神 野 厚
議会事務局 齋 藤 邦 彦

議 事 日 程

平成30年2月9日（金曜日）午後 1時30分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 平成30年第1回定例会の運営について
 - ・提出予定案件について
 - ・議案審査の方法について
 - ・一般質問について
 - ・施政方針に対する質問について
 - ・会期日程（案）について
 - (2) その他
3. 諮問に対する答申（案）について
4. 閉 会

開 議 午後 1時30分

○小座野定信委員長

それでは、委員の皆様には、大変お忙しい中、お集りいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しております。

会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

○小座野定信委員長

会議に入ります前に、中根議長よりご挨拶を一言お願い申し上げます。

○議長（中根光男君）

開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、大変にご苦労さまでございます。

本日は1月22日に貴委員会に諮問させていただきました平成30年第1回定例会の運営につきまして、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

また、本日は、去る平成29年9月15日付の書面をもって市長から検討を求められております反問権及び反論権の付与のほか、本年3月の公開に向け、現在、準備を進めております市議会ホームページの見直し並びに施政方針に対する質問の議事運営に当たりまして、貴委員会のご意見などを賜りたく、申し入れさせていただきますので、あわせてお願い申し上げます。

以上でございます。

○小座野定信委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいま議長から申し入れがありました件につきましては、本日の日程事項のその他で協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、書記を指名いたします。

議会事務局、齋藤係長を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布いたしました会議次第のとおりであります。

○小座野定信委員長

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

初めに、提出予定案件についてを議題といたします。

事務局から説明させます。

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

本日は、ご苦勞さまでございます。

それでは、説明をさせていただきます。

平成 30 年かすみがうら市議会第 1 回定例会提出予定案件をごらんいただきたいと思います。

報告が 1 件、条例が 23 件、補正予算が 1 件、新年度予算が 7 件、その他としまして市道路線の認定が 2 件、全体で 40 件を予定してございます。

なお、議案第 8 号、議案第 9 号、議案第 24 号につきましては、人事院勧告に伴う給与の改正等がございますので、先議案件でお願い申し上げます。

以上でございます。

○小座野定信委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小座野定信委員長

それでは、ご質問等もないようですので、次の議題に移ります。

○小座野定信委員長

次に、議案審査の方法についてを議題といたします。

お諮りいたします。

平成 30 年第 1 回定例会提出予定案件のうち、報告第 1 号、議案第 8 号、議案第 9 号並びに議案第 24 号、議案第 38 号及び議案第 39 号を除く 34 件の案件につきましては、議長を除く全議員で構成する（仮称）平成 30 年第 1 回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、市道路線の認定等に関する議案第 38 及び議案第 39 号の 2 件の案件につきましては、産業建設委員会に付託の上、審査することによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小座野定信委員長

それでは、異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

○小座野定信委員長

次に、一般質問についてを議題をいたします。

一般質問の通告を締め切りました結果、6 名の議員から通告がございました。

お諮りいたします。

一般質問の期日を2日間とし、3月2日、金曜日に3名、5日、月曜日に3名とすることといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小座野定信委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

なお、一般質問の通告内容につきましては、お手元に配布いたしましたとおりであります。

それでは、一般質問の通告内容につきまして、お目通し願いたいと思います。

ここで、暫時休憩します。

休 憩 午後 1時35分

再 開 午後 1時47分

○小座野定信委員長

再開いたします。

それでは、一般質問の通告内容につきまして、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小座野定信委員長

それでは、ご意見等もないようですので、次の議題に移ります。

○小座野定信委員長

次に、施政方針に対する質問についてを議題といたします。

お諮りいたします。

平成30年第1回定例会招集告示日の2月22日、木曜日に施政方針（案）の原稿の配布が予定されておりますので、これに対する質問の通告期限を3月1日、木曜日の午後5時までとすることによろしいでしょうか。何かご意見等ありますか。

[時間について発言する者あり]

○小座野定信委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時48分

再 開 午後 1時49分

○小座野定信委員長

再開いたします。

通告期限を3月1日、木曜日の午後5時までとすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小座野定信委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

○小座野定信委員長

次に、会期日程（案）についてを議題といたします。

お諮りいたします。

平成30年第1回定例会の会期は、3月1日、木曜日から3月20日、火曜日までの20日間とし、お手元にお配りいたしました会期日程（案）のとおりとすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小座野定信委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、ただいま決定いたしました会期日程（案）につきましては、本委員会終了後に開かれます全員協議会において、ただいまご出席されております皆様を除く各議員に配布させていただきますことを申し添えさせていただきます。

○小座野定信委員長

次に、その他でございますが、本日の会議冒頭に議長より申し入れがありました件につきまして、ご協議をお願いいたします。

ここで、中根議長から発言の申し出がございます。

議長 中根光男君。

○議長（中根光男君）

まず、反問権及び反論権の付与につきましては、去る11月10日開催されました貴委員会におきまして、ご意見等を賜り、まことにありがとうございました。

今般、反問権及び反論権の付与につきましては、貴委員会のご意見並びに県南10市議会において現に反問権等を付与しております6市議会の行使状況などを踏まえ、検討してまいりました結果、次回定例会から市長を初め、議員または委員の質問や質疑に対して答弁する者に反問権及び反論権を付与し、より一層市民に開かれた議会を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、市長等に反問権及び反論権を付与することにつきましては、後日、本職から市長に対して、書面をもって通知いたしますことを申し添えさせていただきます。

また、本年3月の公開に向け、現在、準備を進めております市議会ホームページの議員名簿の掲載事項につきまして、貴委員会のご意見を賜りたいと存じます。

最後に、施政方針に対する質問につきまして、単に事業内容を確認するだけの質問を自粛するほか、簡便な発言を心がけるなど、発言の効率化を図りたいと考えております。

つきましては、質問時間及び質問回数を見直しを初め、質問場所並びに答弁場所などにつきまして、貴委員会のご意見を賜りたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

この後、これらの件に関する資料を配布させていただき、その資料の説明を事務局からさせていただきますので、よろしくお祈りを申し上げます。

以上です。

○小座野定信委員長

ありがとうございました。

それでは、資料の配布をお願いいたします。

（資料配布）

○小座野定信委員長

配布漏れは、ございませんか。

それでは、お手元にお配りいたしました資料につきましては、事務局から説明させます。

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

それでは、説明させていただきます。

平成 29 年第 4 回定例会におきまして、反問権についての内容及び県南 10 市議会並びに県内の市議会の付与状況を説明させていただきました。

今回は、反問権・反論権の運用等について調査をいたしましたので、ご説明いたします。

資料の 1 ページでございます。

1 番、付与の趣旨につきましては、執行部に付与することで、議論の論点・争点の明確化が期待され、より一層市民に開かれた議会を目指すものでございます。

2 番、反問及び反論を行える場につきましては、本会議、常任委員会、特別委員会及び全員協議会となります。

3 番、反問権及び反論権の行使できる者につきましては、議員または委員に質問や質疑に対して答弁をする者でございまして、いわゆる市長を初めとする特別職、部課長になるかと思えます。

4 番、反問権及び反論権の行使の許可につきましては、議長または委員長に反問権・反論権を行使できる者、市長等から行使の意思が示された場合には、下記の要件を確認して許可するものとします。

反問の場合、(1) 市長等が質問や質疑の趣旨、内容、背景または根拠を確認する場合。(2) 考え方を確認する場合に許可をするものでございます。

反論の場合、(1) 条例の提案、議案の修正、政策提案、その他意見に対する趣旨または根拠を確認する場合。(2) 考え方を確認する場合。(3) 条例の提案、議案の修正、政策提案、その他意見に対して反対の意見を述べる場合に許可するものであります。

資料の 2 ページでございます。

5 番、付与する時期につきましては、先ほど議長からお話がありましたように、第 2 回定例会から試行的に導入するという内容でございます。

6 番、運用等につきましては、疑義または協議が必要となる事項等が発生したときは、議会運営委員会において協議をするとともに、他市議会の実施状況を調査研究するものとしております。

なお、付与するに当たりまして、時期等を含め、市長に申し入れを行うこととします。

7 番、反問及び反論の運用指針につきまして、(1 番) 行使する場合の手順について、議長及び委員長から指名及び許可を得てから反対の意見を述べることとなります。(2) 質問時間については、本会議の一般質問であれば持ち時間以外で行うこととなります。(3) 議員の回答場所については、質問席及び自席となるかと思えます。

続きまして、資料の 3 ページでございます。

8 番、反問・反論の具体的な運用例につきましては、こちらのご確認をお願いいたします。

続きまして、資料の 4 ページでございます。

9 番、県南 10 市議会において反問権を付与している 6 市議会のうち、これらを行なった実例のある石岡市、つくば市、守谷市の状況を掲載しておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

説明は、以上でございます。

○小座野定信委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

小松崎委員。

○小松崎 誠委員

2ページの7番の(2)のところで、議事進行に支障がない範囲において別に必要な時間を確保する。だから、反問するときはこの時間を間違えないようにしてほしいです。自分の持ち時間使ったのではないかという話になると大変なことになってしまいます。運営に当たっては、しっかり反問権、反論権のところは時間を確保して、間違いのないようにしてほしいと確認しておきたいと思います。

以上です。

○小座野定信委員長

ほかにございますか。

川村委員。

○川村成二副委員長

6番の運用で、疑義、協議が必要となる事項等が生じたときは、議会運営委員会において協議するとありますけれども、この反問権、反論権が行える場の1ページ目の2番ですけれども、常任委員会等においては、議会運営委員会を開くことがなかなか難しいと思います。この議会運営委員会によって協議するという内容は、本会議を主に考えるということではないかと思うけれども、いかがでしょうか。

○小座野定信委員長

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

こちらの議会運営委員会での調査というのは、もし運用して疑義が生じたときには、その場ではなくて、その後の議会運営委員会で、もう一度皆さんに検討していただいて、反問権の行使についての判断ではなくて、その後の運用について、協議していただく内容でございます。

○小座野定信委員長

川村委員。

○川村成二副委員長

そうしますと、各会議、常任委員会や特別委員会等の場合は、委員長の判断で議事進行をして構わないということでしょうか。

○小座野定信委員長

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

はい、そのとおりでございます。

○小座野定信委員長

ほかにご質問等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小座野定信委員長

それでは、お諮りいたします。

本件につきましては、議長からの申し出のとおり進めることよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小座野定信委員長

ご異議なしと認め、本件につきましては、そのように進めることに決定させていただきます。

○小座野定信委員長

次に、市議会ホームページの見直しについてを議題といたします。
資料の配布をお願いいたします。

(資料配布)

○小座野定信委員長

配布漏れはございませんか。

ただいまお配りいたしました資料につきましては、事務局より説明いたさせます。

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。

現在、議会ホームページのデザイン並びにレイアウトの最終調整を行っているところでございます。つきましては、配布いたしました資料のとおり、今回より丸で表記した点について掲載を予定してございます。ちなみに、県南の10市議会及び他市議会のホームページを確認したところ、掲載しているもの、掲載していないものについて若干差があるようでございます。特に議員名簿の各記載事項につきまして、ばらばらな状況でございまして、氏名から電話番号については、ほぼ掲載されておりますが、ファクスから党派までについては、掲載していない市議会がございまして、これらについてご意見をいただき、レイアウトに反映させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○小座野定信委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。また、ご意見、ご要望がございましたら、あわせてお願いいたします。

小松崎委員。

○小松崎 誠委員

党派を載せないのは、何か意味があるのですか。ほかの自治体では、どうですか。

○小座野定信委員長

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

その理由は確認してございません。申しわけございません。

○小座野定信委員長

小松崎委員。

○小松崎 誠委員

希望を言ってもいいですか。

○小座野定信委員長

それは後で。

川村委員。

○川村成二副委員長

この各個人の中に所属党派という欄がありますね。その所属党派で所属なしという表現は、党派はあるけれども、所属していないとの意味合いにとられてしまいます。ですので、ここは単純に党派で

入っていない人は、なしのほうが簡潔でいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○小座野定信委員長

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

そのような形で、調整させていただきます。

○小座野定信委員長

小松崎委員。

○小松崎 誠委員

写真の差しかえは、考えていいでしょうか。

○小座野定信委員長

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

皆さんでお決めいただければ、それは可能でございます。

○小座野定信委員長

小松崎委員。

○小松崎 誠委員

この会派の所属、これからでも変更はできますか。途中からでも、変更はできますか。

○小座野定信委員長

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

はい、大丈夫です。

○小座野定信委員長

それでは、お諮りいたします。

本件につきましては、ただいまのご意見等を踏まえ、進めることでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小座野定信委員長

それでは、そのように進めることに決定させていただきます。

○小座野定信委員長

次に、施政方針に対する質問についてを議題といたします。

資料の配布をお願いいたします。

(資料配布)

○小座野定信委員長

ただいまお手元にお配りいたしました資料につきましては、事務局から説明させます。

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

それでは、施政方針に対する質問に関する調査でございます。

1 ページでございます。

1 番、市長の施政方針に対する質問の実施状況については、県南 10 市議会の実施状況でございます。実施している市議会は、本市を含めて 5 市議会で、実施していない市議会は土浦市を初め、5 市議会

でございます。

2ページでございます。

2番の施政方針に対する質問を実施している自治体の状況についてでございます。配布時期、質問時期、通告期限、質問時間、質問回数について記載をしております。石岡市では一般質問の時間内で行っております。つくば市及び守谷市では会派代表質問という形で行っております。つくばみらい市は一般質問で行っておりますが、通告期限時点では施政方針が示されていないため、質問する方は仮定で米印に記載してあるとおりに行っている状況でございます。

3ページでございます。

3番の県内市議会における施政方針に対する質問の実施状況でございます。会議録をもとに調査した内容でございます。約7割の議会が実施していない状況でございます。

説明は、以上でございます。

○小座野定信委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

小松崎委員。

○小松崎 誠委員

近隣の調査報告を見ますと、施政方針に対してはそれほど重きを置いているようなところはないように思われます。一般質問の質問時間の中で60分のところがあります。うちは、60分以内の3回までと今まで決まっている。ですから、これは質問を何回してもいいけれども、例えば時間は30分ぐらいに短くするとように改善していったらいかがでしょうか。

○小座野定信委員長

ありがとうございます。やはり冷静に見ますと、もちろん一般質問の時間があり、そして、議案審議する時間もあるわけです。その中で施政方針を数字的にあらわしたものが予算書という中で、まして一般質問の時間は90分もある。この中で、果たして施政方針に対する質問が改まった形で必要なかというところの考え方も必要ではないかと思えます。そういった中で、やはり今まで私も19年間議会を見ています。19年間の歴史の中で5人も6人も施政方針に対する質問があったという記憶は、私にはございません。いつも何人か、本当に少数で終わって、その少数の人のために議員、部長、課長として大きな公費を投じているわけです。コンパクトな議会、わかりやすい議会を目指すことでも、今、小松崎委員の言われたとおり60分から30分で十分ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○小座野定信委員長

それでは、本件につきましては、議長からの申し出のとおり、単に事業内容を確認するだけの質問を自粛するほか、簡便な発言を心がけるなど、発言の効率化を図ることとし、今定例会から質問時間を現行の60分から30分に見直し、従来のとおり質問回数は制限しないこととすることでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小座野定信委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

また、質問者は、質問席から通告した質問を行い、初回の質問は一括質問一括答弁、再質問から一問一答方式とし、執行部は、自席答弁とすることでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小座野定信委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

○小座野定信委員長

次に、諮問に対する答申（案）についてを議題といたします。

答申案のデータをタブレット端末にお送りいたします。

ここで、暫時休憩します。

休 憩 午後 2時09分

再 開 午後 2時13分

○小座野定信委員長

会議を再開いたします。

それでは、答申（案）につきまして、ご意見またはお気づきの点がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小座野定信委員長

それでは、ご意見等もないようですので、本案のとおり議長に答申し、本委員会終了後に開催されます全員協議会で報告したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小座野定信委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

○小座野定信委員長

以上で、本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか何かございますか。

副議長 古橋智樹君。

○副議長（古橋智樹君）

私ごとですが、2月、3月とインターンシップで大学生を受け入れまして、今度の定例会、委員会に傍聴させていただきたいと思います。

○小座野定信委員長

今、副議長から傍聴についての話です。皆様、ご了解をお願いしたいと思います。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○小座野定信委員長

それでは、以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

散 会 午後 2時15分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 小 座 野 定 信